

○坂井市丸岡城観光情報センター条例施行規則

令和 7 年 3 月 2 1 日

規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、坂井市丸岡城観光情報センター条例（令和 7 年坂井市条例第 2 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請等)

第 2 条 条例第 6 条第 1 項の規定により坂井市丸岡城観光情報センター（以下「センター」という。）を利用しようとする者は、坂井市丸岡城観光情報センター利用（変更）許可申請書（様式第 1 号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、センターの利用を許可したときは、坂井市丸岡城観光情報センター利用（変更）許可書（様式第 2 号）を申請者に交付するものとする。

3 前項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、許可を受けた内容を変更し、又は取り消そうとするときは、坂井市丸岡城観光情報センター利用（変更）許可申請書（様式第 1 号）により市長に申請し、その許可を受けなければならない。

(使用料の減免の基準等)

第 3 条 条例第 8 条の規定により使用料の減額又は免除（以下「減免」という。）を受けようとする者は、坂井市丸岡城観光情報センター使用料減免申請書（様式第 3 号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、センターの減免の可否を決定したときは、坂井市丸岡城観光情報センター使用料減免決定通知書（様式第 4 号）により通知するものとする。

3 使用料の減免の基準は、別表に定めるとおりとする。

(使用料の還付の基準)

第 4 条 条例第 9 条ただし書の規定により、市長が使用料の全部又は一部を還付する場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 利用者の責めによらない理由でセンターを利用できなくなったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、利用者間の均衡を失しない範囲内において市長が適当と認めるとき。

(利用者の遵守事項)

第 5 条 利用者は、条例第 10 条に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 所定の場所以外で飲食をしないこと。

(2) 騒音、怒声を発し、又は暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(3) 危険物若しくは爆発物を所持し、又は持ち込まないこと。

(4) その他センター職員（以下「職員」という。）の指示に従うこと。

(原状回復の義務)

第 6 条 利用者は、センターの利用が終わったときには、速やかにこれを原状に復し、職員の点検を受けなければならない。

(指定管理者による管理)

第7条 条例第13条の規定より指定管理者がセンターの管理を行う期間は、市長が別に定める。

2 指定管理者は、指定管理業務に係る収支及び損益と指定管理者の他の業務に係る収支及び損益を明瞭に区分し、整然と経理しなければならない。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、指定管理者にセンターの利用及び管理について定めさせることができる。

(読替規定)

第8条 条例第13条の規定により、指定管理者がセンターを管理する場合において、第2条(見出し含む。)、様式第1号及び様式第2号中「許可」とあるのは「承認」と、第2条及び様式第1号中「坂井市丸岡城観光情報センター利用(変更)許可申請書」とあるのは「坂井市丸岡城観光情報センター利用承認(変更)申請書」と、第2条から第4条まで及び様式第1号から様式第2号まで中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第2条及び様式第2号中「坂井市丸岡城観光情報センター利用(変更)許可書」とあるのは「坂井市丸岡城観光情報センター利用(変更)承認書」と読み替えるものとする。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(坂井市丸岡観光情報センター条例施行規則の廃止)

2 坂井市丸岡観光情報センター条例施行規則(平成18年坂井市規則第117号)は、廃止する。

別表(第3条関係)

番号	利用区分	減免の基準
1	市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する場合	免除
2	施設の指定管理者が指定管理業務を実施するために必要な利用及び施設の設置目的に沿った活動を行うための自主事業で利用する場合	免除
3	市内の幼児、小学生又は中学生で組織された団体が利用する場合	免除
4	市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で利用する場合	50%
5	市長が公益上特に必要であると認めた場合	50%以下

様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

坂井市長 様

坂井市丸岡城観光情報センター利用許可（変更）申請書

次のとおり、坂井市丸岡城観光情報センターの利用（変更）の許可を受けたいので申請します。

団 体 名								
代 表 者	氏 名				T E L			
	住 所							
申 請 者	氏 名				T E L			
	住 所							
利 用 日 時	年	月	日	曜日	開始時間		終了時間	
	年	月	日		時	分	時	分
利 用 目 的							利 用 人 数	市内者 人 市外者 人 合計 人

□許 可		(単価)		(利用時間)		(回数)		(計)	許可番号
	使用料	×	×	=			第 号		
							減免の有無		
							有 ・ 無 (割合： 割) ※減免番号 第 号		
□不許可	(理由)								

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

様

坂井市丸岡城観光情報センター利用（変更）許可書

次のとおり、坂井市丸岡城観光情報センターの利用（変更）を許可したので通知します。

坂井市長

団 体 名									
代 表 者	氏 名				T E L				
	住 所								
申 請 者	氏 名				T E L				
	住 所								
利 用 日 時	年	月	日	曜日	開始時間		終了時間		利用場所
	年	月	日		時	分	時	分	
利 用 目 的							利 用 人 数	市内者 人 市外者 人 合計 人	

□ 許 可		(単価)		(利用時間)		(回数)		(計)	許可番号
	使用料		×		×		=		第 号
									減免の有無
									有 ・ 無 (割合： 割) ※減免番号 第 号
□不許可	(理由)								

様式第3号（第3条関係）

坂井市丸岡城観光情報センター使用料減免申請書

受付番号	年	第	号
	年	月	日

坂井市長 様

次のとおり坂井市丸岡城観光情報センターの使用料の減免を申請します。

申 請 者	団 体 名		代 表 者 氏 名	
	所 在 地	〒		
	責 任 者 氏 名		電 話 番 号 (責 任 者)	
	責 任 者 住 所	〒		
利 用 内 容	利 用 施 設			
	利 用 目 的			
	利 用 日 及 び 時 間	自 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分 至 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分		
利用予定者数	市内者	人	市外者	人 合計 名
使 用 料				
減免申請理由				

----- キ リ ト リ セ ン -----

様式第4号（第3条関係）

団 体 名	
代 表 者 名	

坂井市丸岡城観光情報センター使用料減免決定通知書

次のとおり坂井市丸岡城観光情報センター減免申請に基づき決定したので通知します。

年 月 日

坂井市長

決 定	減免する	減免額 円 (%)
	減免しない	事由

様式第 1 号 (第 2 条関係)

様式第 2 号 (第 2 条関係)

様式第 3 号 (第 3 条関係)